

第1回

奴刑のはなし

令和5年5月13日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

奴刑は、犯罪者当人もしくはその家族等を奴婢(＝犯罪奴隷)化する刑罰であり、古今東西広くみられる刑罰である。わが国近世においても、対馬藩(宗家)を初めとする西南諸藩の奴刑の存在が知られており、決して珍しい刑罰ではない。

しかし、その具体的内容にはそれぞれ相違があり、仙台藩・一関藩で行われた奴刑にも顕著な特徴がある。今回は、この仙台藩・一関藩の奴刑の特徴を説明する。

I 江戸幕府の奴刑

仙台藩・一関藩の奴刑について検討する前に、参考として江戸幕府の奴刑についてみておきたい。

1) 近世前期

【資料1】にみられるように、No. 1・9・11等の例外はあるものの、奴刑が科されるのはほとんどが犯罪者の妻子で、いわゆる縁坐刑として奴に処された者である(＝縁坐奴)。付与先の多くは右筆(＝書記役)である。

2) 近世中期以降

- 元禄末～享保初(1700～1720)頃に、「火罪や磔に処された者の男子は斬罪とする。妻と女子は奴とし、代官所の者は囚獄(＝牢屋奉行)に、給所(＝旗本領)の者は地頭(＝旗本)に与える」との法令が出されている。
- 享保13年(1728)に、奴に処された女は、江戸幕府の家臣で望みの者がいれば付与し、町方についても貰いたい者がいれば与えるとした。
- 寛保2年(1742)に一応の成立をみた『公事方御定書』下巻第20条中に、

「男に誘引され、山越えいたし候女は奴」

「関所を忍び通った女は奴」

と規定され、奴に処されるのはこの2ヶ条のみとなり、以後この法が幕末まで維持されることになる。従って、幕府で奴に処される者はさほど多くなかったろうから、奴刑の重要度もわずかなものになったろう。

II 仙台藩の奴刑

1) 近世前期

- 仙台藩においても、奴とされる者はほとんどが犯罪者の妻子であるが、元禄初年(1690

- 年前後)には判決文に「妻子・家財^{けっしよ}欠所」と記されていたものが、元禄末年(1700年前後)には「妻子奴・家財欠所」と記されるように変化する。これは、妻子と家財が同一視されていたものが、妻子と家財が分化されたことを示すのではないか。
- ・後に「島^{しま}奴^{やつこ}」と称される制度が、貞享^{じょうきやう}・元禄期(17世紀末)にみられ、これは判決文に「遠島の者に奴くださる」「牡鹿郡網地浜へ奴に賜う」とあるように、犯罪者自身が流罪地に奴として与えられるものである。
 - ・いずれも凡下^{ぼんげ}(=庶民)身分の者が奴とされ、しかもそれは無期刑だったと思われる。

2) 『評定所格式帳』(元禄16年(1703)制定)にみられる奴刑

- ・『評定所格式帳』第43条「罪の者^{おしお}妻子御仕置きの格」第7項・第8項
一 凡下、死罪・牢朽^{ろうくた}し・流罪・他国御追放の分は、妻子奴、家財欠所仰せ付けられ候、
「只今は、妻子奴仰せ付けられず候、その身罪をもつては、奴に男女とも仰せ付けられ候」(この朱書^{しよしょ}は明和5年(1768)に書き加えられたもの)
一 奴の分、御町奉行・御郡奉行・御目付・御用番の御武頭^{ぶがしら}・評定所御役人ならびに評定所にて相勤め候役人共・御歩目付・御奉行手前物書・出入^{しゅつにゅう}司の物書きへ下され候、
ただし、公義にて、御評定所へ出座の御方へ下され候由に付、右の通り仰せ付けられ候、
- ・『同上』第36条「翔落者の類^{かけおちもの}」第3項
一 (前略) 博奕など打ち、欠落^{かけおち}致し候分は、尋ね申さず候、跡欠所、妻子奴にまかりなり候、
- ・これらの規定により、死罪・牢朽し・流罪・他国追放に処された犯罪者、及び博奕犯で欠落した者の妻子が縁坐奴とされたこと、逆にいうと、妻子が縁坐奴にされる対象犯罪が明確化された。そして、これらの奴刑は欠所と同一だから、永代^{えいたい}(=無期)奴であつたらうことも疑いない。
- ・さらに、奴の付与先が明確になり、それは仙台藩の評定所関係の諸役人だったことが分かる。なぜ、この諸役人に奴が与えられたのかというと、それは、幕府が評定所関係諸役人に付与していることに倣ったといっているが、幕府が奴を与えたのは主として右筆だったから、これは仙台藩の誤解である。
- ・いずれにせよ、この元禄末年頃には、縁坐奴が制度的にほぼ確立していたといえる。

3) 享保～延享期における奴刑の変容

① 島^{しま}奴^{やつこ}の制度化

- ・前記のように、近世前期に近流地の流人の中に奴とされた者がすでに存在したが、まだ制度としての島奴とはいえなかった。しかし、享保^{きやうほう}11年(1726)5月に「島奴に只今まで御扶持方^{おふちかた}くたされず候ところ、常の奴と違い候あいだ、島奴にくたされ候者は、御扶持方壺人分ずつくだし置かれ候こと」との指令が出されている。これは島奴が「常の奴」と対比して捉えられるとともに、流人と同じ扶持を給与されることが示されており、藩の正式な刑罰の一種となっているといつてよい。
- ・また、従来死罪に処していた密通事件について、享保12年(1727)正月16日に

一夫持ち候女に相対の密通 男女共に島の奴
一夫持ち申さざる女を強いて奸し候者 男は島の奴、女はお構いなし
とされ、この規定において「島の奴」が密通に対して科せられる刑罰として明瞭な姿をとって表れる。

- ・そして、この島奴を藩の刑罰体系に位置付けるにあたり、藩は流刑を「遠流」と「近流」の 2 つに分け、遠流（江島）—島奴—近流（田代・網地・長渡）の順とした。つまり島奴はあくまでも流刑の一種であり、近流地に流して、そこの大肝入等に付与する刑と明確化したのである。
- ・それゆえ、島奴が流刑の一種である以上、それは無期刑であることはいうまでもない。

② 縁坐奴の廃止

- ・江戸幕府は享保 6 年(1721)に縁坐制の緩和を図ったが、仙台藩も同 12 年(1727)に、密通のうへ本夫を殺した密夫は獄門に処されたうえ、子ども奴とされていたものを、子どもを奴にすることを止めている。
- ・妻の縁坐奴廃止を示す史料は入手していないが、幕末期に丹野茂永という武士が、「獅山様（＝5 代藩主伊達吉村、1703～1743 藩主）御代より、追放以上に行われ候者の妻子奴と申す刑をば一切相止められ」（『伊達家文書』9、3187 号）と述べていることを信用すれば、この時期に縁坐奴は廃止されたものと思われる。

③ 追放刑と結合した年季奴の成立＝永代奴の消滅及び狭義の奴刑の成立

- ・江戸幕府の享保 7 年(1722)追放刑抑制令 → 仙台藩は凡下の他国追放を廃止し、それに代えて遠き川切り追放刑を採用（その内容は、追放刑の話の際述べた）
- ・近き川切り追放（三本木川・名取川）は、寛保 2 年(1742)に三郡追放に統一された。
- ・延享元年(1744)7 月 5 日奉行通達

遠き川切り追放→男女とも 5、6 ヶ年の年限で、遠郡の大肝入等に奴として与える

翌年、男は実際に追放される場合もあるが、女はすべて奴とし、遠郡の大肝入・城下の検断に与える

三郡以下の追放→その時々々の吟味で、男女とも諸役人へ奴として付与してよい

この奴には年季が付された。その根拠となる資料はみえないが、たぶん、

三郡追放→3 年季、二郡追放→2 年季、一郡追放→1 年季

と換算されたのではないか

- ・以上を整理すると、i) 島奴、男女とも→近流地の肝入等、ii) 遠き川切り追放相当の男の奴→遠郡の大肝入等、iii) 遠き川切り追放に代わる女の奴→遠方の大肝入・城下検断、iv) 三郡追放以下相当の奴、男女とも→諸役人、に与えられたことになる。
- ・こうして、追放刑と奴刑が結合することにより、被追放者に監視が付かないという追放刑の弱点が克服されたといえる。

4) 奴身代金・代人制の登場

① 奴身代金・代人制とは何か

しかし、この被追放者を奴として大肝入・肝入・検断・諸役人へ与えるという制度にも問題があった。それは、この奴は縁坐奴ではなく犯罪者本人であり、主人のいうことを素

直に聞く奴ばかりではなかったろうということである。この点を改善するため、宝暦 5 年 (1755) に下記の措置が取られるようになった。

- 一 奴拝領の者、相對をもって双方より相應の身金 (= 身代金) 召し上げ、いとま相出し候儀、苦しからず候、
- 一同じく相對をもって勝手次第代人を召し使い候儀、苦しからず候、
- 一 奴の者父母看病いとま等願ひ候はば、相對にていとま取らせ、日数相かかる儀に候はば申し達し、それだけ年限末へ送り召し使い候か、又は右日数中代夫相出させ召し使い候とも、苦しからず候こと、

すなわち、奴刑の宣告を受けた者は、実際に奴として主人の下で使役される代わりに、身代金を支払うか代人を出すことで、自分自身は解放され、一方主人側も、使い勝手の悪い奴の代わりに金を貰うなり、使いやすい者を代人に出させるなどして、双方にとって便宜となる制度に変容したのである。

したがって、奴刑は、

- i 奴刑被宣告者がそのまま奴を勤める場合
- ii 身代金を出すことで解放される場合
- iii 代人を出して解放される場合

の 3 種類の奴刑が存在することになり、ii と iii は語の本来の意味での奴刑ではなくなったといえる。

なお、島奴の本質はあくまでも流刑だから、奴身代金・代人制の適用対象外だったろう。

② とある藩の密使による奴刑評

幕末期にいずこかの藩の密使が仙台藩の形勢を探索して提出した『仙台風談』という書に、次のような記事がある。大意を示すと、

- ・博奕宿は芭蕉の辻に晒されて、奴として年季をもって役方の者に与えられ、もし身代金を出せば、主人から心がけが直ったと藩に申し立てて免じて貰える。この罪を購う金子は奴の主人が取れるので、金持ちの者などが奴になると、大金を取って免じてやるようだ。
- ・米塩などを密売買すれば奴とされて町奉行以下の役人に与えられる。重いのは 5、6 年、軽いのは 1、2 年である。奴となって家中に与えられると、その主人によっては大金を取って免じてやる者もあり、金を出せないと非道に扱うようだ。藩は、主人がどれほど金を取ろうとも一向構わないようだ。

つまり、奴が解放されるための身代金額は、藩によって額が決められていたわけではなく、主人と奴との間の交渉次第だったらしい。だから強欲な主人は多額な身代金を要求し、奴側も何とか奴から解放されたいと望めば、それに応えざるを得なかったのである。

詳細は略すが、実例をみても奴の身代金はバラバラであり、2 年季の奴よりも 1 年季の奴の身代金が高額というケースもある。

③ 奴刑受刑者の主要職業

もちろん、この奴身代金・代人制が機能するためには、奴刑を宣告された者が実際に大金の身代金を払えるような経済的負担に耐えられる者が多くなければならない。そのような人物が、まさに上記『仙台風談』が取り上げている i) 博奕犯と ii) 藩専売品の密売等の経済犯である。

さらに幕末期には、清酒密造者・操り芝居興行主・遊女屋などにも奴刑が適用され、その犯罪種類はきわめて多様であった。とくに注目されるのは、天保から幕末期に村方騒動の首謀者が奴刑に処されていることで、奴刑適用犯罪類型の外延は、裁判関係役人の判断で拡張可能だったのではなかろうか。

Ⅲ 一関藩『増補刑罪録』に見える奴刑

一関藩の奴刑を考察するための素材としては、同藩の刑事判例集である『増補刑罪録』しか持ち合わせていないので、仙台藩のように詳細な検討はできない。このような限界がありながらも、一応【資料 2】に示した『増補刑罪録』記載の奴刑関係記事から読みとれる 2、3 の事実を紹介してみたい。

1) 近世前期

同資料で最も早い奴関係記事は、元禄 11 年(1698)9 月に、流清水町(花泉町)の甚作が、他屋敷に奉公して取り逃げした罪で「鼻を剃ぎ、仙台御領外へ追放」された際、「妻子欠所」とされた事例(No. 1)であろう。この後、享保 8 年(1723)2 月に、囚人を護送していた道中で囚人を取り逃がし、その囚人を探索に出たまま帰らなかった足輕の彦平と巻之丞が、「家財・妻子欠所」に処されているので(No. 7)、やはり前期においては縁坐奴としての性格をもっていたといえる。

ただし、享保 4 年(1719)11 月に、東山中奥玉村(千厩町)の善左衛門と下奥玉村(同)の甚七が気仙沼(現宮城県気仙沼市)へ密殺したことで他国追放に処されたとき、「妻子奴、家財欠所」となり(No. 4)、翌 5 年(1720)7 月、東山南小梨村(千厩町)の孫四郎が博奕を犯したため他国追放になった際、「妻子奴、家財欠所」とされているので(No. 5)、この頃が「妻子」と「家財」がようやく分離し始めた時期ではなかろうか。

2) 年季奴の出現

年季奴として早い例は、明和元年(1764)2 月に、役銭を納める約束を履行せずに密濁酒を売った東山上奥玉村(千厩町)源蔵後見与八郎が 1 ケ年奴に処された事例(No. 10)であろうか。以後はすべて年季奴といってよい。

年季は、1 ケ年、2 ケ年、3 ケ年が中心であるが、半年(No. 128)、1 ケ年半(No. 38、177)もある。これはまったくの例外であろうか。なお、仙台藩で、遠き川切り追放の代わりに設けられた 5、6 ケ年という年季はみられなかった。この理由は不明である。

年季奴に処された人数は 373 人である。ただし、博奕犯には「同犯の者、奴壹ケ年ずつ」のごとく、複数人が奴刑を科されたことが明らかながら、具体的人数が不明な事例が多い。この場合も 1 人として計算したので、実際の奴刑受刑者はさらに多くなるはずである。

このような誤差を前提として奴刑適用犯罪類型をみると、博奕犯が 183 人(半年奴 1 人、1 ケ年奴 159 人、1 ケ年半奴 2 人、2 ケ年奴 20 人、3 ケ年奴 1 人)で奴刑総数の約 50 パーセントを占めて圧倒的に多い。ついで密物・密商売が 87 人(1 ケ年奴 74 人、2 ケ年奴 9 人、3 ケ年奴 4 人)で約 24 パーセントである。この両者のみで約 75 パーセントを占めるから、奴刑の主要な適用犯罪類型が博奕犯と経済犯であることは仙台藩と同様といえる。

なお、年季奴の付与先については、安永 7 年(1778)3 月に、大町(旧一関市)源助妻の「けん」が、不行跡で夫へ対して我儘だとして「流大肝入へ壹ケ年奴」とする判決(No. 17)以

外、一切不明である。仙台藩と同様なら、大肝入・検断などよりも藩の諸役人へ与えられる場合が多かったのではないかと思われるが、いまだ追究できていない。

3) 奴身代金・代人制の存否

それでは、これら奴刑に処された者が、身代金や代人を提供することによって奴刑から解放される制度を、一関藩も有していたのであろうか。仙台藩の項で詳説したように、奴身代金・代人制は、判決確定後に奴を与えられた者と奴当事者とが交渉して実施されるもので、判決自体には奴刑に処することだけが記される。それゆえ、判決文だけを簡略に記した『増補刑罪録』では、この問題を追究することは不可能で、他の諸資料の助けを借りなくてはならない。

しかし、本資料にその手懸かりがまったくないわけではない。例えば、^{てんぽう}天保 8 年(1837) 12 月に、小盗した罪で「乞喰頭へ相渡し、御領外三里四方追放 持道具欠所」に処された二関町(旧一関市)長蔵俣の市三郎は、「奴中出奔立ち帰り居」るとき小盗をしたようなので(No. 130)、奴刑に実際に服していたことが想定される。

一方、天保 4 年(1833) 7 月に、^{ながれわくつ}流涌津村(花泉町)^{まち}組頭・^{しま}ペリ役兼^{けんたい}帯の権左衛門が「組頭ならびにペリ役兼帯召し放し 三ヶ年奴」とされているが、その犯罪は博奕とともに、同類の頼みを受けて「奴金^{ごうき}合力受くべき約束にて、酒代金等申し受け、同類取り包」んだこととされている(No. 111)。この文章は、奴金の合力を受ける約束で、酒代金等を出して貰い、博奕と一緒に打った人物を隠したという内容と思われるが、いささか理解しにくい文章である。しかし、奴金はまず間違いなく奴身代金のことだろうから、この判決から、一関藩にも奴身代金・代人制が存在したと推定してよいのではないか。一関藩でのこの制度の詳細追究は今後の課題である。

4) 島奴事例

なお、『増補刑罪録』には島奴に処された事例も 12 件記載されるので、参考までにそれを【資料 3】として掲げた。流刑地はいずれも仙台藩の流刑地であることが確認できる。刑期は無期だが、実際には恩赦によって 10 年前後で赦免されたようである。

おわりに

仙台藩・一関藩の奴刑は、最初は縁坐奴刑として採用された。しかし、次第に追放刑と結合されることにより、犯罪者本人が奴刑に処されるようになった。ところが、このような奴は、それを与えられた諸役人や町村役人にとって、必ずしも使いやすいものではなかった。この点を改善するために、奴身代金・代人制が採用されたが、身代金については、奴を付与された主人と奴との間の直接交渉で金額が決められたため、決して統一された金額とはならなかった。

これは、もっぱら仙台藩の奴刑に即して確認した特徴であり、一関藩のそれについてはいまだ十分な調査ができていない。今後『増補刑罪録』以外の資料を精査することで、この点の不備を克服したい。

〔資料1〕 近世前期 江戸幕府奴刑事例

(吉田正志『仙臺藩刑事法の研究』(慈学社出版、2012年)202-203頁)

通し No.	刑決年月日	録命	根とされた原因	源付年月日	〔刑決〕特免	徳蔵(姓)
1	寛文2・4・23	御成	盗をした女、主人 親上り	寛文2・6・17	大崎左京殿	
2	寛文4・7・27	万吉	主人の女房と密通 の者(死罪)の子	不明	不明	
3	寛文9・6・5	不明	てめし娘を打つ た者(死罪)の女房	寛文9・7・11	松野又右衛門	
4	寛文11・6・6	せん	横濱手合(死罪)の 女房 四郎 その係 ゆり	寛文9・7・11	大河内市郎右衛門	右半(19-154)
5	寛文11・6・6	ため	夫(死罪)により盗 女奉公に出された 女房	寛文11・9・29	十和利馬子殿	老中
6	寛文3・6・6	ため	主人を愛した者の 主人(死罪)の女房	延宝3・6・8	越前守兵衛	右半(7-75)
7	寛文3・5・28	不明	盗女を抱えおいた 者(死罪)の女房	貞享元・2・2	御柳普栄	
8	寛文3・5・23	御成	放火犯(火罪)の係	貞享元・6・2	不明	
9	寛文3・6・16	ため	おふね者の宿をし た者(死罪)の女房	貞享元・2・2	飯沼七右衛門	右半(18-118)
10	寛文3・9・11	い	盗女	貞享2・9・朝	口落感徳右衛門	不明
11	寛文3・2・2	こと	近所を盗り島を 打った者(死罪)の 女房	貞享2・6・7	不明	
12	寛文3・7・4	こと	出雲(隠)と密通 の係	不明	不明	
13	寛文4・4・21	い	放火犯(火罪)と自分の 夫(死罪)との密通 の係	貞享3・12・25	竹村徳右衛門	代官
14	寛文4・11・14	わき	夫婦を殺そうとし た者(死罪)の女房	元禄元・3・18	大崎左兵衛	不明
15	寛文3・12・28	すて	金銀の銀を切った 大女(死罪)の係	元禄2・7・21	御吉左衛門加兵衛	右半(21-377)
16	寛文4・12・27	さん	金銀の銀を切った 大女(死罪)の女房	元禄元・3・18	小田左衛門	右半(18-327)
17	寛文4・12・28	はま	同上の係		栗山勘右衛門	右半(21-233)
18	寛文4・12・28	さん	金銀の銀を切った 大女(死罪)の女房		小嶋幸四郎	右半(6-140)
19	寛文4・12・28	こま	金銀の銀を切った 大女(死罪)の女房		野矢(隠)左衛門	右半(21-317)

通し No.	元禄元・9・4	たん	四所破り(半死罪 門)の娘	元禄2・7・27	國安左衛門	右半(20-236)
16	760	なつ	同上の娘	元禄2・7・27	國安左衛門	右半(22-319)
17	485	せん	放火犯(火罪)の女 房	元禄2・7・27	大崎市郎兵衛	右半(19-154)
18	511	りん	同上の娘	元禄2・7・27	(御祐半)飯沼七 右(右カ)衛門	右半(8-144)
19	498	ゆり	兄の娘を海女奉公 に出した者(死罪) の係	元禄2・7・27	(御祐半)飯沼七 右(右カ)衛門	8と同
20	109	きよ	同上の娘	元禄3・3・26	飯沼七右衛門	16と同
21	486	はな	常通・放火犯(火 罪)の係	元禄3・11・1	不明	
22	545	ひさ	能父を侮辱した者 (死罪)の女房	元禄3・11・4	不明	
23	489	てう	同上の娘	元禄4・3・16	飯沼七右衛門	右半(18-118)
24	638	くろ	放火犯(火罪)の女 房	元禄4・6・16	飯沼七右衛門	右半(18-118)
25	276	さつ	女を勾引して姦女 に売った者(死罪)の 女房	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
26	503	すめ	同上の娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
27	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
28	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
29	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
30	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
31	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
32	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
33	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
34	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
35	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
36	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
37	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
38	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
39	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
40	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
41	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
42	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
43	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
44	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
45	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
46	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
47	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
48	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
49	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
50	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
51	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
52	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
53	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
54	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
55	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
56	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
57	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
58	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
59	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
60	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
61	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
62	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
63	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
64	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
65	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
66	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
67	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
68	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
69	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
70	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
71	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
72	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
73	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
74	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
75	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
76	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
77	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
78	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
79	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
80	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
81	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
82	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
83	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
84	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
85	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
86	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
87	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
88	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
89	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
90	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
91	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
92	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
93	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
94	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
95	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
96	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
97	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
98	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
99	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)
100	503	すめ	放火犯(死罪)の兄 (死罪)に姦女に 売られた娘	元禄7・4・朝	飯沼七右衛門	右半(18-118)

注 付/元禄職部()内の数字は、江戸町政重修諸要綱(総評志新修諸要綱)の巻数・頁数である。

【資料2】『増補捕刑罪録』に見られる奴刑記事

通し番号	年 月	名 前	住 所	犯 罪 事 実	縁坐奴あるいは奴刑期(年)	併 科 刑	通し番号
1	元禄11(1698)・9	葛作	流清水町	他隠匿に奉公、取逃	妻欠所	惣ぞき仙台領外追放	41
2	元禄15(1702)・正	平四郎等3人	二瀬町	博奕	妻欠・家内・家財・田地欠所	仙台領外追放	605
3	宝永7(1710)・12	二助 平助 權兵衛	慈眼寺内の者 鬼死蔵村肝入下人 足軽	殺人事件隠蔽	妻欠・家財欠所	他国追放	18
4	享保4(1719)・11	權左衛門 長七	真山中奥五村 真山下奥五村	気仙沼へ密石	妻欠・家財欠所	他国追放	1336
5	享保5(1720)・7	孫四郎	真山南小梨村	博奕	妻欠・家財欠所	他国追放	608
6	享保5(1720)・9	權右衛門 三平	真山南小梨村	死人の件で偽り申し出	妻欠・家財欠所	他国追放	1555
7	享保8(1723)・2	藤之丞 藤之丞	足軽 足軽	道中で囚人を取り逃がし、捜索に出て帰らず	家財・妻欠所		1611
8	寛延3(1750)・正	勘之丞 藤太郎	流金沢村肝入名代 勘之丞親旧名代	村を掠め積悪、	家財・田地欠所、妻欠奴	永牢	461
9	宝暦3(1753)・8	利兵衛	西黒沢村元肝入	過分の引負	跡田地・家財欠所、妻欠所	永牢	468
10	明和元(1764)・2	与八郎	真山上奥五村源藏後見	役銭を納めずに密通酒売	田畑召し上げ、妻欠・家財欠所	領外五里四方追放	1351
11	明和2(1765)・7	利兵衛	流金沢村元大肝入	勘定滞り、債代通取立	妻欠・持違奥欠所	領外三里四方追放	473
12	明和4(1767)・3	平吉	地主町孫十郎子	博奕宿	1 於所7日驛		619
13	明和4(1767)・5	長十郎	流浦津町水香	博奕	1		620
14	明和8(1771)・12	寛平	真山南小梨村	気仙沼より密通を働え駄送	2		1352
15	明和8(1771)・12	五郎八	流金沢町	御蔵入の者より鉄砲を借りる	1		1483
16	安永5(1776)・7	權兵衛	二瀬町	縁組み嫌、積貯金を自由にする	1		477
17	安永7(1778)・3	けん	大町源助妻	不行跡、夫へ対し殺傷	流大肝入へ1		985
18	安永7(1778)・4	仁左衛門	瀬沢村八郎添え人	密鉄砲	2		1488
19	安永7(1778)・8	藤三郎	有壁町	博奕宿	1 於その処7日驛		626
20	安永7(1778)・12	作兵衛	流目形村清三郎添え人	鑄銭働き中、人数を備し騒動	1		805
21	安永8(1779)・10	吉之丞 吉之丞妻	三関村	地蔵	2 田地屋敷召し上げ		806
22	天明8(1788)・3	平左衛門	大町	博奕宿	1 於所7日驛		627
23	天明8(1788)・12	仲助 みつ	流清水町留兵衛妻	盗物買取	1 ずつ		1356
24	寛政元(1789)・10	卯太夫	真山南小梨村	博奕宿	1 ずつ		628
25	寛政元(1789)・10	庄之丞	有壁町	博奕	1 ずつ		1491
26	寛政3(1791)・4	庄治右衛門等2人 宿した女	大町	博奕	1 ずつ		629
27	寛政5(1793)・8	惣十郎	有壁町	盗賊宿	1		267
28	寛政5(1793)・8	金五郎等2人	有壁町	博奕	1 ずつ		630
29	寛政6(1794)・2	藤四郎	流浦津村	盗賊宿・盗品買取	1		268
30	寛政7(1795)・3	助十郎	市野々村旧組頭	無実の者へ細難け等	2		819
31	寛政7(1795)・3	和惣右衛門等5人	市野々村与頭	肝入勤め方不宜申し出、我儀	1 ずつ		1549
32	寛政9(1797)・11	助左衛門	市野々村飯肝入件	村役目始末の節、強勢	2		821
33	寛政9(1797)・11	八右衛門	市野々村	町役を騒がす	1		822
34	寛政9(1797)・11	久吉等2人	市野々村	肝入勤め方無然申し出、組頭役辞退申立	1 ずつ		1550
35	寛政10(1798)・2	吉左衛門等4人 伊勢治	流浦津村 流中村	伊勢治宅で博奕	1 ずつ		631
36	寛政10(1798)・8	長松	真山南小梨村	借金をもて返す	1		1363
37	寛政10(1798)・8	惣惣左衛門	真山南小梨村郷士	流浦津より米風買	1		1364

38	寛政11(1799)・6	松兵衛	梓雲寺門前	博奕、貸銭のかたに堀風呂等持ち去り	1年半	633
39	享和元(1801)・3	喜兵衛	狐禪寺村	煙草入一件につき自分が盗おうとした	2	490
40	享和元(1801)・9	喜兵衛	三関町	怪しい衣類買取	1	1365
41	享和元(1801)・9	治右衛門	三関村	密鉄砲所持	1	1496
42	享和2(1802)・11	博奕の者	二関町塩間屋	博奕	1ずつ	636
43	享和3(1803)・9	五右衛門	一関町	借金のために塩を盗す	2	1367
44	文化元(1804)・3	小八	一関町	博奕	1ずつ	640
45	文化元(1804)・3	十太	東山稲沢村	博奕	1	642
46	文化元(1804)・4	権太夫妻	東山稲沢村太郎兵衛添え人	博奕宿	1	826
47	文化2(1805)・2	太兵衛	赤金沢村	口論・打撃	1ずつ	643
48	文化2(1805)・4	仲太	一関町	賭け事	1	1368
49	文化2(1805)・7	伊兵衛	狐禪寺村	盗物と心付かず脇差し買取	1	493
50	文化2(1805)・11	伝之丞	三関村伝五郎屋	濡れ米売り払い	1	644
51	文化2(1805)・11	兵吉	狐禪寺村	博奕宿	1ずつ	645
52	文化3(1806)・12	龜藏	一関町	博奕	2	646
53	文化4(1807)・4	同犯の者ども	二関町永助借家	博奕	1	647
54	文化4(1807)・9	平治	流上油田村	博奕	1ずつ	648
55	文化5(1808)・12	宋蔵	流金沢町	博奕	2	649
56	文化7(1810)・2	龜太郎	流金沢村	博奕	1	650
57	文化7(1810)・2	龜八	流金沢村	博奕	2	651
58	文化7(1810)・8	林蔵	赤峰村	博奕	1	652
59	文化8(1811)・正	折平	流涌澤村	江戸御買夫中博奕	1	1370
60	文化8(1811)・6	七郎次等2人	東山稲沢村	博奕宿	1	1371
61	文化9(1812)・7	与平太	下黒沢村	博奕	1	653
62	文化9(1812)・10	成七	下黒沢村	博奕	1	654
63	文化10(1813)・9	同犯の者ども	下黒沢村組頭	博奕	1	655
64	文化10(1813)・11	喜四郎	赤涌澤村仁兵衛伴	博奕	1	656
65	文化11(1814)・6	伝右衛門等7人	流涌澤村肝入伴	博奕	1	1502
66	文化11(1814)・6	荒井弥右衛門	東山稲沢町	博奕	1	1503
67	文化12(1815)・7	吉郎兵衛	流涌澤村	博奕	1	657
68	文化12(1815)・7	犯し候者ども	流涌澤村	密石買取	1	658
69	文化12(1815)・7	健兵衛	一関町五右衛門伴	密綿買取、売り方世話	1	659
70	文化12(1815)・7	銀吉	有壁町又兵衛弟	博奕宿	1	660
71	文化12(1815)・7	眞吉	下黒沢村	博奕	1	661
72	文化12(1815)・7	正右衛門	東山下奥玉村	御制禁を犯す	1	662
73	文化12(1815)・7	同犯の者ども	東山下奥玉村	博奕	1	663
74	文化12(1815)・7	養之助	二関町清之助妻	土中宅へ羽け込み忍び出	1	664
75	文化12(1815)・7	宿	流涌澤村	御蔵入にて博奕に均しい権引きをした	1	665
76	文化12(1815)・7	きり	流涌澤村	博奕宿	1	666
77	文化12(1815)・7	与惣太	泉死蔵村	博奕	1	667
78	文化12(1815)・7	清吉	泉死蔵村	博奕	1	668
79	文化12(1815)・7	同犯の者ども	泉死蔵村	博奕	1	669
80	文化12(1815)・7	庄右衛門	泉死蔵村	博奕	1	670
81	文化12(1815)・7	伊兵衛	泉死蔵村	博奕	1	671
82	文化12(1815)・7	兵吉	泉死蔵村	博奕	1	672
83	文化12(1815)・7	伊蔵	泉死蔵村	博奕	1	673
84	文化12(1815)・7	山三郎	泉死蔵村	博奕	1	674

文	文化12(1815)・8	源左衛門等2人	栗山権沢村与太郎添え人	山三郎に勧められ博奕	博奕宿、人を打撃のうえ金子掠め取り	1ずつ	658
69	文化12(1815)・8	源治 同犯の者ども	栗山権沢村与太郎添え人	博奕	博奕	1ずつ	658
70	文化13(1816)・5	源吉	栗山北小栗村	御蔵入へ米売り払いのため駄送	御蔵入へ米売り払いのため駄送	1	1372
71	文化13(1816)・7	又四郎	栗山御田村	芝居興行を忍せにする	芝居興行を忍せにする	1	662
72	文化13(1816)・11	源蔵	瀬沢村又兵衛子	博奕宿	博奕宿	1	665
		豊太郎等	瀬沢村	博奕、盗物を預かる	博奕、盗物を預かる	1	
		早繁太	瀬沢村	博奕再犯	博奕再犯	2	
		同犯の者ども		博奕	博奕	1ずつ	
73	文化13(1816)・11	利助	瀬沢村	博奕出入へ立ち入り、濁酒密売	博奕出入へ立ち入り、濁酒密売	1	666
74	文化13(1816)・11	周作	二関町	盗物と心付かず紅花買取	盗物と心付かず紅花買取	1	1373
75	文化14(1817)・10	利蔵	流浦連町	盗石物売買	盗石物売買	1	1376
		忠蔵等2人	流浦連町			1ずつ	
		ちう	流浦連町後断裏			1	
76	文政2(1819)・圖4	庄右衛門	二関町	博奕常習	博奕常習	1ずつ	670
		同犯の者ども		博奕	博奕	1ずつ	
77	文政2(1819)・圖4	米蔵	一関町	博奕再犯	博奕再犯		672
		健兵衛	下瀬沢村				
78	文政2(1819)・12	同犯の者ども		博奕	博奕	1ずつ	
		吉郎兵衛	栗山権沢町	博奕宿	博奕宿		673
		同犯の者		博奕	博奕	1	
79	文政4(1821)・6	新内	栗山権沢町	博奕宿	博奕宿	1	674
		伊太郎	栗山権沢町市五郎件			1	
		同犯の者ども		博奕	博奕	1ずつ	
80	文政4(1821)・12	三太郎	下瀬沢村	慈眼寺裏路烟において博奕再犯	慈眼寺裏路烟において博奕再犯	2	675
81	文政6(1823)・2	新藤伊之助	二関町	南部領より密銭買入	南部領より密銭買入	3	1379
		伊蔵	二関町健兵衛借屋			3	
		円蔵	二関町五左衛門壁			1	
82	文政6(1823)・11	伊右衛門	流日形村	無宿者を泊める、盗物を貰う	無宿者を泊める、盗物を貰う	1	273
83	文政6(1823)・11	豊太夫	栗山下奥玉村	博奕宿、百姓へ細を懸け音物を取る等	博奕宿、百姓へ細を懸け音物を取る等	1ずつ	676
		同犯の者		博奕	博奕		
84	文政6(1823)・11	ふじ	栗山権沢町伊蔵妻	金子押し借りされたことを夫に隠す	金子押し借りされたことを夫に隠す	1	1240
85	文政6(1823)・12	栄吉	栗山御田村	無許可で銀細密買	無許可で銀細密買	1	1384
86	文政7(1824)・圖8	栗太郎	有壁町栄左衛門兄	蔵豆の確申し掛け	蔵豆の確申し掛け	1	300
		勘四郎	栗山中奥玉村	博奕宿	博奕宿	1	
87	文政7(1824)・10	同犯の内再犯の者				2	678
		出奔立婦同犯				1	
		外同犯				1	
88	文政7(1824)・10	弥右衛門	流易沢村旧組頭	博奕宿	博奕宿	2	679
		同犯の内		博奕	博奕	1	
		外同犯		博奕	博奕	1ずつ	
89	文政8(1825)・5	新兵衛	流金沢町御蔵問屋件	密場買取	密場買取	1	1385
90	文政8(1825)・11	久米蔵	流金沢村養右衛門件	博奕、殺人事件を隠蔽	博奕、殺人事件を隠蔽	1	1582
		茂之助等3人	流金沢村			1ずつ	
91	文政9(1826)・10	正五衛門等5人	流易沢村山立彌師	山中で賭け銃砲	山中で賭け銃砲	1ずつ	1504
92	文政9(1826)・10	十蔵等2人	流下田田村	山中で賭け銃砲	山中で賭け銃砲	1ずつ	1505
93	文政10(1827)・2	五右衛門	二関町	密古手売買	密古手売買	1	1388
94	文政10(1827)・圖6	源右衛門	連古袋村	博奕買物、非分	博奕買物、非分	1	680
95	文政10(1827)・7	健右衛門	有壁町	心付かず盗物買取	心付かず盗物買取	1	1389
96	文政11(1828)・8	菊蔵	流浦水村	博奕出入口論	博奕出入口論	1	681
97	文政12(1829)・2	新太郎	鬼死蔵村	御蔵入で博奕、打撃に逢う	御蔵入で博奕、打撃に逢う	1	682
		華作	二関町	博奕宿	博奕宿	1	684
		華作				1	

年	月	日	同犯の者	場所	事件	備考	年
99	文政12(1829)	・8	七兵衛	流堀嶋村	博奕	1ずつ	685
100	天保元(1830)	・2	千榮新助	二関町	芝居に紛らわしい小見せ物興行	1	1392
101	天保元(1830)	・8	秀作	二関町源右衛門仲	盗物の米手形買取	1	687
102	天保元(1830)	・11	福太郎	東山南小栗村忌之助子	博奕見物、申し紛らす	1	513
103	天保元(1830)	・11	七左衛門	遠古袋村肝入	数年の隠色代奸曲	2	372
104	天保元(1830)	・11	最左衛門	遠古袋村	肝入の奸曲を告発密謀	1	688
105	天保2(1831)	・正	五右衛門等2人	東山上奥玉村伊右衛門子	隠置守中、数人合合で博奕宿	1ずつ	880
106	天保2(1831)	・4	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	861
107	天保2(1831)	・4	庄九郎	流浦津村肝入	伴が打撃され、過激・不法に仇を報ず	1	1398
108	天保2(1831)	・4	菊右衛門	流浦津町	庄九郎の件で強盗・不法	1	374
109	天保2(1831)	・5	柳左衛門	流金沢町	盗物買取	1ずつ	1400
110	天保2(1831)	・9	卯左衛門	流堀嶋村	密石	2	691
111	天保2(1831)	・9	卯左衛門	流堀嶋村	密石、直訴	2	692
112	天保2(1831)	・9	寛蔵	流堀嶋村	密石	2	693
113	天保2(1831)	・9	彦助	流堀嶋村	密石	2	694
114	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	696
115	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	600
116	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	697
117	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	698
118	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	700
119	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1410
120	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1412
121	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	275
122	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	701
123	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1414
124	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	527
125	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1416
126	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1418
127	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1420
128	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	706
129	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	204
130	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1421
131	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1422
132	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1423
133	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1425
134	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	707
135	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	280
136	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1433
137	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	1434
138	天保2(1831)	・12	同犯の者	同犯の者	博奕	1ずつ	

139	天保10(1839)・2	太吉	二関町目明加勢	盗賊につき謝礼を受けて内済	1	536
140	天保10(1839)・2	佐兵衛	泉死骸村	自明手先の体に偽り、謝礼金を受け盗賊一件内済	1	537
141	天保10(1839)・4	林七喜多	二関町	盗物売り払い世話	1	284
142	天保10(1839)・4	長左衛門	有聲町	盗賊宿、盗物売り払い世話	1	285
143	天保10(1839)・4	とら	一関町直治娘	心付かず盗物買取	1	1437
144	天保10(1839)・6	清蔵	片島合村	服石	1	1439
145	天保10(1839)・7	弥四郎	流金沢町	心付かず盗物引受	1	1440
146	天保10(1839)・8	良平	一関町	密濁酒商い、酒代に盗物引受	1	1441
147	天保10(1839)・8	番右衛門	真山窪沢村	密鉄砲所持	1	1511
148	天保11(1840)・5	利吉	流金沢町・り役加勢	盗難一件を謝礼金を受けて内済	1	1279
149	天保11(1840)・9	久米蔵	一関町基六郎	盗物買取、他領者へ売り払い	2	1444
150	天保12(1841)・5	幸左衛門	流金沢町	密濁酒売買	1	1446
151	天保13(1842)・6	伊藤六右衛門等2人	二関町	武器類を他領者へ売り払い	3ずつ	1447
152	天保14(1843)・2	石川東四郎	市野々村組頭	役儀私曲	2	550
153	天保14(1843)・4	勝右衛門等3人	二関町	外宅へ忍び入り博奕	1ずつ	711
154	天保14(1843)・8	徳六等2人	真山南小栗村	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	2ずつ	553
155	天保14(1843)・8	及川弥伝治	同村組頭	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	1	554
156	天保14(1843)・8	三浦善蔵等8人	同村組頭	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	1ずつ	555
157	弘化元(1844)・8	七蔵等3人	流浦津町養作伴	小座主宅で制禁の博奕	1ずつ	713
158	弘化元(1844)・10	新太郎	泉死骸村	賭け事再犯	2	714
159	弘化元(1844)・10	弥作	市野々村金右衛門師置	賭け事	1ずつ	715
160	弘化元(1844)・12	東兵衛	二関町	御蔵入へ密石売り払い	1	1451
161	弘化2(1845)・5	豊次松	片島合村栄蔵屋	本処出禁、制禁を犯す	1	717
162	弘化2(1845)・11	茂市等4人	真山熊田倉村	博奕	1ずつ	718
163	弘化2(1845)・12	佐藤善左衛門	一関町	賞銀を受け取って疎文作成、渡し出し	2	1604
164	弘化3(1846)・3	金野久治郎	東山下奥玉村肝入	過分に取立押領	1	561
165	弘化3(1846)・6	運治	流峠村	風喰体渡世、眞跡	2	391
166	弘化3(1846)・8	田野崎東九郎	流浦津町橋断	密質を取る、正金手形を相場場いに取り引	1	1452
167	弘化3(1846)・8	田野崎寛代治	流浦津町	日切りの密質を取る、高利	1	1453
168	弘化3(1846)・7	長左衛門等3人	東山徳田村	博奕宿	1ずつ	720
169	弘化3(1846)・7	壽内等2人	東山徳田村	博奕	1ずつ	725
170	弘化3(1846)・9	与右衛門等3人	狐澤寺村	山野において博奕	1ずつ	733
171	弘化3(1846)・11	成吉	流浦津町・り役三右衛門二男	博奕、一旦逃亡	1	736
172	弘化3(1846)・11	政太郎等2人	流浦津町・り役三右衛門伴	博奕	1ずつ	737
173	弘化4(1847)・5	秀治	一関村	博奕宿	1	740
174	弘化4(1847)・5	基吉等2人	二関町野淵平吉伴	博奕再犯、一旦逃亡	2ずつ	741
175	弘化4(1847)・5	同犯の者ども	二関町真兵衛伴	博奕、一旦逃亡	1	742
176	弘化4(1847)・5	周吉	二関町惣右衛門借家	博奕宿	1	743
177	弘化4(1847)・6	三蔵	流峠村	博奕、賄賂を渡って内済、一旦逃亡	1年半	750
178	弘化4(1847)・6	養助等3人	流峠村	博奕、賄賂を出して内済、一旦出奔	1ずつ	751
179	弘化4(1847)・6	養作等4人	流峠村	博奕、賄賂を出して内済	1ずつ	752
180	弘化4(1847)・6	多い	流峠村・意太郎妻	夫留守中に博奕宿	1	753
181	弘化4(1847)・6	三右衛門	流浦津町・り役	謝礼金を受けて博奕内済	1	754
182	弘化4(1847)・8	寛治郎	真山窪沢町加藤勘吉養弟	御蔵入で賭け事	1	758
183	弘化4(1847)・11	寛松	牧沢村	博奕宿、一旦逃亡	1	761
184	弘化4(1847)・11	長左衛門	牧沢村組頭鉄砲持主	博奕、鉄砲賭博を捨てて一旦逃亡	2	762・1515
185	弘化4(1847)・11	寛之助	牧沢村	博奕、一旦逃亡	1	763
		養太郎	流浦津村	博奕宿	1	

186	嘉永元(1848)・12	同犯治四郎 外同犯		博奕	2 1ずつ	768
187	嘉永 3(1850)・3	石川甚吉 小野寺長左衛門 寛原三郎太等5人	瀬沢村組頭 瀬沢村組頭 同村組頭	金銭取立を自由にし、代官へ賄賂	3組頭役召し放し、年倉50日 2組頭役召し放し、年倉30日 2ずつ組頭役召し放し、年倉20日	574
188	嘉永 3(1850)・3	菅原三之助	同村組頭	不正・我儘の勤め方	2	575
189	嘉永 3(1850)・11	熊谷周治 同犯の者ども	流金沢町	御蔵入へ密石を送る	1	1455
190	嘉永 4(1851)・12	菊盛等2人 同犯	流峰村	密石	1ずつ	771
191	嘉永 5(1852)・7	周治	一関村	大桂寺で博奕再犯	2ずつ	1456
192	嘉永 5(1852)・8	寛原才兵衛 和野右衛門	上黒沢村	博奕	1ずつ	581
193	嘉永 6(1853)・7	新三郎 同犯	有壁町	盗物と知らず綿売買、一旦逃亡 肝入へ合心、私欲	1 1	1458
194	嘉永 6(1853)・7	巳作	流金沢町	博奕	2	775
195	嘉永 6(1853)・7	伊藤専蔵 佐藤新吉	一関町 二関町	博奕、一旦逃亡 博奕	1ずつ	776
196	嘉永 6(1853)・7	九兵衛	二関町	博奕、一旦逃亡	2	1458
197	安政元(1854)・7	忠蔵	流金沢村組頭出奔立伴	綿綿を他国商人へ売り渡し	1	1459
198	安政元(1854)・10	九兵衛	流金沢村組頭出奔立伴	御札金を受けて綿綿売買の世話	2年倉30日	1198
199	安政元(1854)・12	金治	西黒沢村組頭豊治伴	博奕、出奔立伴	1	1461
200	安政 2(1855)・7	三浦忠治右衛門	流金沢村組頭	他領者へ馴れ合い、赤い荷駄達の世話	1	588
201	安政 2(1855)・12	養作 名前不詳	東山寺沢村兵助伴出奔	抱い物の配分を受ける	1組頭召し放し	590
202	安政 3(1856)・正	同犯のうち		賭博金過分取立、押領	27日監	777
203	安政 3(1856)・正	平右衛門等3人	瀬沢村	博奕、収中出奔立伴、又々博奕	27日監	778
204	安政 3(1856)・2	寅吉	流金沢村	博奕再犯	1ずつ年倉10日	1518
205	安政 3(1856)・6	武作	流金沢村	銃砲を借りて白鷹等を討つ	1ずつ	592
206	安政 3(1856)・10	小川要治	流金沢村旧肝入	南部女の奉公の世話をし、給金を自由にする 退放者の妻を他村へ嫁がせ、結婚金を取ろうとした 不正の致し方	2 1 2年倉50日	593 596

【資料3】『増補刑罪録』に見られる島奴刑記事

No.	年	月	名	前	住	所	犯 罪 事 実	島 名	併科刑	赦 免 年 月	通 し 番 号
1	享保16(1731)	5	きく		東山南小梨村	角助妻	向方御領の者と密通				409
2	延享元(1744)		文之丞		寺沢村	甚兵衛二男					2597
3	宝暦11(1761)	6	幸八		張師卯太夫弟		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所	宝暦2(1752)・9	411・2612
4	宝暦11(1761)	6	らく		二関町辰之助妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所	明和7(1770)・11	412・2605
5	明和7(1770)	6	きん		流揚生村治兵衛妻		有夫にて御蔵入者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所	明和5(1768)・正	415・2613
6	明和8(1771)	12	せき		流涌津町平五郎妻		有夫にて御蔵入者と密通、出奔	網地浜		安永2(1773)・6	416・2616
7	天明7(1787)	12	古川五藤太		流富沢村御蔵御升取		有夫の女へ密通	田代浜	跡欠所	安永7(1778)・5	418・2625
8	天明7(1787)	12	へん		流富沢村伊三郎妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所	寛政11(1799)・6	419
9	寛政9(1797)	4	えつ		流金沢村長八妻		有夫にて無宿者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所		420
10	天保14(1843)	9	佐惣治		時太鼓打		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所		430
11	嘉永4(1851)	12	千代		流峠村千葉桃之助孫		有夫にて密通	田代浜	持道具欠所		438
12	安政2(1855)	12	俊治		流蝦蟇村出奔立婦		傷害、虚勢申し掛け等	江 嶋	持道具欠所		955